

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者募集に関する質問 回答書  
【令和6年（2024年）5月24日から令和6年（2024年）6月18日受付分まで】

令和6年（2024年）6月26日時点

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	P3	2(2)ウ 主な設備等	公園内遊具は、記載されているものが全てでしょうか。(募集要項に記載の数と実際に設置されている器具の数が一致しないようです) 遊具点検の対象は、記載されている遊具・数が対象でしょうか。	主な遊具としてあげておりますので、全てではございません。このほかにもスプリング遊具や恐竜模型の遊具等、現地に設置されているものが対象です。
2	募集要項	P3	2(3)オ 休館日	「12月29日～1月3日は、警備員による巡回のみの実施となります。」と記載がありますが、巡回業務は警備業法を持つ警備員の巡回が必要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	P9	1 管理運営に関する業務	再々委託が禁止の理由をご教示ください。 また、再々委託申請書のフォーマットがあればご教示ください。	本市において、再委託先の行う業務に対して、受託者が履行状況を十分に確認できていない事例がありました。このため、標準的な業務委託契約書において、再委託を原則禁止しており、やむを得ず再委託を承諾する場合であっても受注者による再委託先の管理及び監督責任を明確にし、履行確認を強化する取組を進めています。このため、再々委託についても慎重に判断することとしています。 なお、再々委託申請につきましても、(別紙1)「再委託承諾(新規・変更)申請書」様式例をご活用ください。再々委託については、特に様式を定めていません。
4	募集要項	P9	1 管理運営に関する業務	再々委託のための貴市への承諾は、当該業務の開始前までに取得すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項	P9	1(2)公園及びライブラリーの窓口等の運営に関する業務	閲覧スペースでの会話は可能でしょうか？	閲覧室内での会話はお控えいただいております。
6	募集要項	P10	1(7) 事業計画書及び事業報告書等の提出等に関する業務	過去3年間の年間事業報告書をご開示願います。	お手数ですが、本市情報公開条例に基づく公文書公開請求を行ってください。なお、個人情報部分や事業者のノウハウに係る部分の非公開処理等に時間を要し、決定までに日数を要することにご留意ください。
7	募集要項	P10	1(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務	「1件 20万円以上の大規模な補修・修繕に係る業務等については、吹田市が実施することとします。」とありますが、過年度に吹田市が実施した補修・修繕の具体的な内容及び金額を開示してください。	遊具の損傷の修繕を行い、金額は、887,920円でした。
8	募集要項	P10	1(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務	修繕に係る業務について、1件 20万円未満のものについては指定管理者によるものとされており、業務(件数)が増大すると指定管理者の収支に大きな影響を及ぼすと思慮されますが、市として執行総額等について基準や目安等があればご教示願います。 ※応募者により修繕料が異なるのは公平性に欠ける。	執行総額等について基準や目安等はありません。修繕については、公園及びライブラリーの管理運営に支障ないよう、年間・月間の修繕計画を立て、実施してください。
9	募集要項	P12	4(1)表-1 指定管理料の上限額	指定管理料の上限額(年度ごと)は125,269千円と示されていますが、この金額の内訳をお示しください。	内訳は設けておりません。
10	募集要項	P13	4(5) 費用負担	「指定管理料に含まれるもの」として「光熱水費」とありますが、水光熱費またそれ以外の内訳も示していただけますでしょうか。	指定管理料に含まれるものとしては、人件費・光熱水費・修繕費・広告料・その他公園・ライブラリーの運用管理に要する費用となります。
11	募集要項	P13	4(6) 指定管理料の精算	指定管理料の剰余金について、『利用者の健康増進や利用促進のための自主事業等に活用する等の提案や…』とありますが、剰余金が発生した場合は自主事業への投資も認められるという理解でよいでしょうか。	通常の運営により生じた指定管理料の剰余金については、施設の機能向上や維持管理に充ててください。経費削減等経営努力により生じた剰余金については、指定管理業務の範囲、適正性及び収支状況から見て、剰余金が過大と認められる場合等を除き、自主事業等に活用する等の提案や植栽保育などの中・長期を見据えた投資を積極的に行ってください。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
12	募集要項	P13	4(5)7費用負担 指定管理料に含まれるもの	光熱水費の過去の種別ごとの使用量、金額をご教示下さい。	現指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。
13	募集要項	P 13 、 14	5 備品等の帰属について	現指定管理者のリース契約一覧について開示願います。	市では把握しておりません。
14	募集要項	P14	5 備品等の帰属について(2)	「指定管理料により購入した備品については吹田市に帰属するものとします。」との記載について、購入した備品に税(償却資産税)が必要となった場合、償却資産税は市町村による課税であることから、所有者と課税者が同一であるため、非課税となるという認識で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、毎年1月1日時点の所有者に課税されることから、1月2日以降に本市に帰属した場合は当該年度の納税義務者は指定管理者となります。
15	募集要項	P14	5 備品等の帰属について(2)	「指定管理料により購入した備品については吹田市に帰属するものとします。」とありますが、指定管理者から吹田市への所有権の移転に際し、寄附の手続きを行うとの認識でよろしいでしょうか。 ※特に、30 万円以上の備品等は固定資産に該当し、減価償却が義務付けられているため、所有権の移転を明らかにする必要があります。	対象備品の所有権の移転に係る手続きについては、後日、改めて回答いたします。
16	募集要項 募集要項資料1 管理運営仕様書 募集要項資料2 健康応援コーナー業務特記仕様書	P14 P5 P2	5 備品等の帰属について(3) 3(3)備品管理業務 5 機器等の管理	「指定管理者は吹田市の所有する備品(吹田市に帰属する備品を含みます。)について備品台帳を備え、適正に管理するとともに、備品に異動がある場合は、事前に吹田市に報告するものとします。」とありますが、備品一覧(品名、規格、金額、購入年月日、設置場所等)をお示しください。 また、当該備品一覧に基づき、指定管理期間開始前に、吹田市職員の立会のもとで、現物確認をしていただけると理解してよろしいでしょうか。	備品一覧については別紙2のとおりです。 現物確認については、お見込みのとおりです。
17	募集要項	P15	第5表-2 リスク分担表	物価等の変動(人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増減)については協議事項となっておりますが、協議に関する基本的な考え方及び過年度の協議実績をお示しください。	社会情勢を踏まえた上での協議事項となります。なお、本件に関する協議実績はありません。
18	募集要項	P21	3表-3 提出書類一覧表	各様式等の押印は不要という理解でよろしいでしょうか。 また、押印が必要な書類がある場合は、ご教示いただけますでしょうか。	押印が必要な書類はありません。
19	募集要項	P21	3表-3 提出書類一覧表	いずれの様式にも「印」の文字はございませんが、押印が必要な様式についてご教示ください。	押印が必要な書類はありません。
20	募集要項	P21	3表-3 提出書類一覧表 No.9	指定管理業務の経営成績等がわかる資料とは、どういった資料を想定しているのでしょうか。 指定管理者モニタリングの結果でもよろしいでしょうか。	決算における収支など経営成績等が分かるものであれば、資料の種類は問いません。
21	募集要項	P22	3表-3 提出書類一覧表 No.13	「国税及び地方税の納税証明書」との記載について、具体的な税の種類及び様式(納税証明書「その3」又は「その3の3」等)をご教示願います。また、消費税及び地方消費税については不要との認識で間違いはないでしょうか。	国税については、納税証明書「その3の3」(「法人税」と「消費税及地方消費税」)に未納の税額がないこと、地方税(県府税、市町村税)については、本社所在地の府県、市町村が発行する、税の未納がない旨の証明書を提出してください。 電子で交付されたものを出力したものでも差し支えありません。 なお、本市に納税義務がない場合、提出が必要な書類はありません。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
22	募集要項	P22	3表-3 提出書類一覧表 No.13	表-3に提出書類が示されていますが、そのうち「13 国税及び地方税の納税証明書」とは、未納税額がないことの証明書と理解してよろしいでしょうか。 吹田市への納税がない場合の対応(必要書類)についてご教示ください。 また、地方税(県税・市税)についても未納のない証明の提出でよろしいでしょうか。 その他に必要な項目があればご教示いただけますでしょうか。	No21 に記載。
23	募集要項	P22	3表-3 提出書類一覧表 No.13	①国税は「その3の3 未納税額のない証明」、地方税は本社所在地の所管が発行するものという認識でよろしいでしょうか。 ②また、「その3の3 未納税額のない証明」は電子で交付されたものを出力したものでよろしいでしょうか。	No21 に記載
24	募集要項	P22	3表-3 提出書類一覧表 No.16 提出部数 CD-R(No.3～10)1枚	CD-Rには、黒塗りの副本(No.3～10)をPDFで格納するという認識でよろしいでしょうか。	黒塗りしていない副本を格納してください。
25	募集要項	P22	4 留意事項(5)	「提出書類のうち、No.3～10 については、法人等及びグループの商号又は名称、代表者氏名等を一切記載しないでください。」とありますが、「副本(No.3～10)20 部」についてという認識でよろしいでしょうか。正本 1 部、副本(No.1～15)3 部については、法人等の記載があつてよいという認識でよろしいでしょうか。	正本、副本に関わらず全て、No.3～10 については、法人等及びグループの商号又は名称、代表者氏名等を一切記載しないでください。
26	募集要項	P22	4 留意事項(5)	No.3～10 においては、正本・副本に限らず法人等名及びグループの商号又は名称、代表者氏名等の記載はしないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	募集要項	P22	4 留意事項(7)	「グループにて応募する際の申請書等の記名については、構成員全員で行ってください。」とありますが、構成員全員での記名、押印が必要な書類は様式第 12 号、及び提出書類 No.15 のグループ協定書の2点のみという認識でよろしいでしょうか。	構成員全員で行っていただく提出書類につきましては、お見込みのとおりです。なお、押印が必要な書類はありません。
28	募集要項資料1 管理運営仕様書	P2	1 健康増進及び利用促進に関する業務	「管理運営に関する業務として実施する講座やイベントは基本的に無料で実施してください。無料で実施することを基本とした上で、参加料の徴収が必要な場合は実費分までとします。」とありますが、実費とは、講師謝礼金、教材費、材料費、保険料等との理解でよろしいでしょうか。	実費とは、教材費、材料費、保険料等の参加者が取得又は消費するもの等に係る費用を想定しています。なお、講師謝礼金は含みません。
29	募集要項資料1 管理運営仕様書	P2、3 P10	1 健康増進及び利用促進に関する業務 1 自主事業の実施について	司書資格を持つ貴市職員が主となり開催する講座やイベントを指定管理者が提案してもよいとの認識でよろしいでしょうか。その場合の貴市と指定管理者の役割分担はどのようになるのでしょうか。 また、P3に示す「(1)健康増進事業」及び「(2)利用促進事業」に加え、P10に示す「自主事業」においても、司書資格を持つ貴市職員に指定管理者が行う取組を担っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	管理業務として、指定管理者が広報や運営を行うことを前提に、司書資格を持つ市職員を講師とした教室などを、市職員が現在主催している行事や講座の内容以外で提案していただくことは可能です。 令和5年度の実績では、共催事業や連携事業として、市職員が講座のためのブックリストの作成、講座内での資料の紹介や資料の特設展示、紙芝居や絵本の読み聞かせを行いました。 「自主事業」については、市職員は関与しません。
30	募集要項資料1 管理運営仕様書	P10	1 自主事業の実施について	座席において利用者が飲食等を行うことは可能でしょうか？	閲覧席ではフタつきの容器に入った飲み物のみ可能です。 健康カフェでは飲食共に可能です。
31	募集要項資料1 管理運営仕様書	P10	1 自主事業の実施について	中高生が学習に使用できるスペースはございますか？また、期間限定で多目的室を使用しない日に開放は可能でしょうか？	閲覧席は図書館の資料を利用した学習等に使用していただくことが可能です。多目的室の開放については可能ですが、自主事業としてはできません。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
32	募集要項資料1 管理運営仕様書	P10	1 自主事業の実施について	ライブラリー内で現指定管理者が実施している事業をご開示願います。	現指定管理者がホームページ( <a href="https://shisetsu.mizuno.jp/mss-7276">https://shisetsu.mizuno.jp/mss-7276</a> )に掲載している教室等や館内に設置している教室日程表のうち、有料のものが基本的に自主事業となります。
33	募集要項資料1 管理運営仕様書	P10	1 自主事業の実施について	ライブラリー内の本を利用者が公園(みどりの広場等)に持ち出して閲覧することは可能でしょうか? また、指定管理者による公園部分での閲覧行事は可能でしょうか?	貸出手続をすれば、公園に持ち出して閲覧することが可能です。また、指定管理者が団体貸出を受けて公園部分での閲覧行事を開催することは可能ですが、資料の破損・紛失等の管理責任は指定管理者が負うことになります。
34	募集要項資料1 管理運営仕様書	P3	1(1) 健康推進事業	「国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所、市立吹田市民病院、駅前複合施設(VIERRA 岸辺健都)、高齢者向けウェルネス住宅(patona 吹田健都)等の健都内各事業主体や、健康づくりやスポーツ、介護予防に取り組んでいる市民や住民団体等との連携・協働による講座や健康プログラム、イベント等について、吹田市と協議のうえ、実施してください。研究機関や企業から実証事業や共同研究の依頼があった場合は連携・協力するようにしてください。」と記載がありますが、過去5年間で上記団体と連携・協働した実績があればご教示ください。	健康増進事業においては、医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府済生会吹田病院、吹田市薬剤師会、大和大学、岸部地域包括支援センター、吹田市等と連携・協働した健康医療に係る講座等があります。
35	募集要項資料1 管理運営仕様書	P4	1(3) 健康相談・応援事業	「ライブラリーに保健師又は健康運動指導士の有資格者を配置し、利用者からの健康づくり等に関する相談、健康遊具やメディカルウォーキングコース等の使い方に関する問い合わせに対応し、必要に応じて助言等を行ってください。」との記載に関し、各年度の相談・問い合わせ内容と実績をご教示ください。	各年度の実績については、把握していません。
36	募集要項資料1 管理運営仕様書	P5	3(2) 利用者の安全確保及び保安警備業務	「ライブラリーの業務時間外の保安体制は、原則として機械警備方式を採用することとします。」と記載がありますが、現在、機械警備方式による警備となっていますでしょうか。また、導入済みでしたら、警備機器の所有者は、市となるのでしょうか。	現在、機械警備方式で警備を行っています。 機器は、吹田市承認の上、指定管理者が設置するものです。
37	募集要項資料1 管理運営仕様書	P5、6	4 広報・周知・情報提供に関する業務	SNS の活用に関して、図書館内の写真撮影にかなり制限がある状況と認識しています。また SNS の特長でいうと、利用者にも公園及びライブラリーを撮影して、発信していただくという観点も考えられます。多目的室やカフェでの撮影の制限緩和は想定されていますでしょうか。	現時点では、想定しておりません。
38	募集要項資料1 管理運営仕様書	P6、7	5 連絡調整・報告等に関する業務	「吹田市による主催・共催並びに吹田市があらかじめ指定する事業の実施に当たっては、施設等の優先確保等、連携・協力して円滑な運用を図ってください。また、公園及びライブラリーにおいて自らが実施する事業と、吹田市による主催・共催並びに吹田市があらかじめ指定する事業について、バランスよくスケジュールを組み立てるように調整を行ってください。」とありますが、吹田市による主催・共催並びに吹田市があらかじめ指定する事業の実績(内容、実施時期等)をお示しください。	令和5年度実績 乳幼児への読み聞かせ等 約 100 回 図書館見学・視察 約 10 回 子供向け行事 2回(5月・7月) 健康相談会 2回 指定管理者との共催事業を除く
39	募集要項資料1 管理運営仕様書	P7	5(6) 公園協議会の開催	現在、当該公園において、公園協議会が運営されている場合、構成員についてお示しください。 正式に公園協議会としては運営されていない場合、地域団体等との会合を行っていれば、詳細をご教示ください。	現在は運営しておりません。また、会合についても行っていません。
40	募集要項資料1 管理運営仕様書	P8	7(3) 年間事業報告書	「指定管理者は、毎年4月 30 日までに前年度に係る年間事業報告書を作成のうえ、吹田市に提出してください。」とありますが、法人の確定申告が5月末までとなっており、税額計算等を考慮すると、4月 30 日までに収支決算状況を確定するのは困難と思われます。この場合の対応についてご教示ください。	年間事業報告書は、毎年4月 30 日までに提出してください。その後、差し替えが必要になった場合は、速やかにお申し出ください。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
41	募集要項資料1 管理運営仕様書	P10	1(1) 健康増進及び 利用促進に関する事 業	自主事業として本事業を実施する場合において、指定管理者から貴市に対し支払う使用料等は特段不要との認識でよろしいでしょうか。	健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーを「健康増進及び利用促進に関する事業」に係る自主事業の場として使用する場合でも、目的及び参加料等の徴収の有無によっては、使用料の支払いが必要となる場合があります。
42	募集要項資料1 管理運営仕様書	P 10 ~ 12	1 自主事業の実施に ついて	「健康カフェの運営」、「自動販売機の設置」、「物品販売等」に関して、使用料最低額が変動する場合があるとのことですが、最低額が提案額を上回った場合は最低額を支払う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	募集要項資料1 管理運営仕様書	P11	1(3) 駐車場の管理 運営	「指定管理者は、自らの負担において当該駐車場を有料駐車場とする場合、管理運営するうえで必要となる設備工事等を行い、運営を開始してください。」と記載がありますが、現在導入の自動精算機パーキングシステムは、現管理者において設置された機器となり、指定管理者が変更となった場合は、原状回復を行うこととなるのでしょうか。	指定管理者が変更となった場合は、原則として原状回復を行うこととなります。なお、現指定管理者と協議の上で、引き続き使用することを妨げるものではありません。
44	募集要項資料1 管理運営仕様書	P12	1(4) 自動販売機の 設置	健康カフェ内及びライブラリー内に自動販売機の設置は可能でしょうか。	特にスペースの想定はございません。車イスやベビーカー等の通行の妨げとならないよう、設置場所や台数をご提案ください。
45	募集要項資料1 管理運営仕様書	P12	1(5) 物品販売等に ついて	「ライブラリーで行うに当たっては、指定管理者は、吹田市に行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとし、指定管理者が吹田市に支払う使用料については、1㎡あたり年額 30,300 円以上で提案してください。」との記載に関し、公園で行うに当たっては、1㎡あたり年額 2,000 円以上で提案するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	募集要項資料1 管理運営仕様書	P13	1 管理運営体制	ライブラリー内において現在勤務されている一日当たりの職員数及び司書数をご開示願います。	現在の実績については、現指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。 なお、ライブラリーに配属されている市職員は、令和6年度は6名を配置しており、全て司書資格を有しています。
47	募集要項資料1 管理運営仕様書	P13	1(1) 総括責任者	「総括責任者は、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)に基づく甲種防火管理者の資格を有していること又は指定期間開始前に取得見込みであることとし、年1回、公園及びライブラリーの訓練計画を作成し、訓練を実施してください。」とありますが、総括責任者と同じ正規雇用による常勤職員の副総括責任者が甲種防火管理者の資格を有し、総括責任者が有していない体制は可能でしょうか。	総括責任者が甲種防火管理者の資格を有していること又は指定期間開始前に取得見込みでなければなりません。
48	募集要項資料1 管理運営仕様書	P14	1(6) その他の職員	「公園及びライブラリーの管理運営を円滑かつ適切に遂行するために必要となる職員を常時配置してください。ライブラリー窓口には常時職員を配置し、土曜日、日曜日、祝日等の繁忙日や、学校の長期休業期間等の繁忙期間には特に留意し、サービス低下を招かない体制をとる等、適切な措置を講じてください。」との記載について、市として想定している管理体制等についてご教示ください。 また、現行の管理体制(ローテーション表)について、吹田市(直営)も含めご教示ください。	市として想定している管理体制については、P15「2 管理体制イメージ図」のとおりです。また、現行の指定管理者の管理体制については指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。 なお、ライブラリーに配属されている市職員は、令和6年度は6名です。
49	募集要項資料1 管理運営仕様書	P14	1(7) 関係法令に基 づく有資格者等につ いて	防火責任者とは、具体的にどのような資格を有するものを指すのかご教示ください。	消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)に基づく甲種防火管理者の資格を有するものを指します。
50	募集要項資料1 管理運営仕様書	P19	10 指定期間終了時 の引継ぎ業務	「必要な期間引継ぎ業務を行うこととします」との記載がありますが、際限なく引継ぎ業務を行うことは困難です。貴市が考える上限の期間をご教示ください。	上限期間は設けていませんが、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるように引継ぎ業務を行ってください。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
51	募集要項資料1 管理運営仕様書	P20	第6別表 No.8 事故、 災害等による施設修繕	「責めに帰する場合」以外は吹田市となる表記ですが、修繕額20万円未満の場合も吹田市修繕負担でしょうか。	1件当たり20万円未満のもの及び額に関わらず指定管理者の責めに帰する場合は指定管理者負担となります。 仕様書を修正いたします。(令和6年6月26日修正対応済)
52	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P3	2(1)ア(ア) 樹木管理	「5年に1回の頻度で樹木健全度調査及びその調査結果に基づく改善的処置を行うこと。」とありますが、前回の樹木健全度調査結果をお示しください。	前回調査は行っていません。
53	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P3	2(1)ア 植物管理	植物管理の業務範囲を図面にて明示していただけますでしょうか。 合わせて(イ)芝生管理範囲および(ウ)草花管理の a.花壇管理、b.草花管理の範囲についても色図等で示していただけますでしょうか。	別図①、②、③のとおりです。
54	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P3	2(1)ア(ウ)a 花壇管理	レイズドベッド花壇の管理は、指定管理者が行っているのか、それとも第三者が行っているのかご教示ください。 第三者が行っている場合、団体名・活動内容・活動日・活動頻度・指定管理者からの支援内容等についても併せてご教示ください。	指定管理者管理となります。
55	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P6	2(1)イ(エ)a 公園管理における感染症予防対策	「噴水や滝等の水景施設」というのは、公園のどの部分を指しているのでしょうか。図面で指示いただけますでしょうか。	別図④のとおりです。
56	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P6	2(1)イ(エ)a 公園管理における感染症予防対策	「噴水や滝等の水景施設においては、レジオネラ菌等のエアロゾル吸入の可能性があるため、定期的な水質検査の実施や清掃の頻度を増やすなど、良好な水質管理を行うこと。」とありますが、定期的な水質検査の実施や清掃頻度の増はあくまで一例であり、「良好な水質管理」を目的とするのであれば、指定管理者独自の考えに基づいて管理を行ってよいという理解でよろしいでしょうか。	公園業務特記仕様書 2管理運営業務 P8ウ清掃 (エ)工作物清掃 を基本とし、管理を行ってください。
57	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P6	2(1)イ(エ)a 公園管理における感染症予防対策	「噴水や滝等の水景施設においては、レジオネラ菌等のエアロゾル吸入の可能性があるため、定期的な水質検査の実施や清掃の頻度を増やすなど、良好な水質管理を行うこと。」とありますが、「良好な水質管理」を保つために現状はどのような管理業務内容をどのくらいの頻度で実施していますか。	現在は実施していません。
58	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P6	2(1)イ(エ)a 公園管理における感染症予防対策	「親水施設の水質検査の実施」との表現がありますが、具体的にどここの水質検査のことでしょうか。 また「砂場など」との表現がありますが、該当する箇所はありますか。	別図④のとおりです。
59	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P6、7	2(1)イ(エ)a 公園管理における感染症予防対策、b 砂場での衛生管理	「噴水や滝等の水景施設」、「親水施設」、「砂場」との記載がありますが、本公園内には該当しない施設のように見受けられます。 該当する場合は、当該施設の位置をお示しください。	別図④のとおりです。
60	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P7	2(1)ウ(イ) ごみ処理	分別毎の過去の搬出量、処分費の実績をご教示ください。	公園にゴミ箱が設置されておらず搬出量は少量の為、把握はしていません。
61	募集要項資料2 イ 公園業務特記仕様書	P8	2(1)ウ(エ) 工作物清掃【工作物清掃の主な作業内容】	「池部」、「ポンプ」との記載がありますが、本公園内には該当しない施設のように見受けられます。 該当する場合は、当該施設の位置をお示しください。	別図④のとおりです。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
62	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P9	ウ バリアフリーの推進	「障がい者等支援ボランティアの育成等に取り組むこと。」と記載がありますが、現時点で当該活動を行うボランティア団体はあるのかご教示ください。	該当するボランティア団体はございません。
63	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P10	2(2)カ 許可使用(行為の許可)	過去の許可件数、許可内容の実績をご教示ください。	令和5年度の制限許可件数は22件です。 許可内容としては、写真撮影、講習会、マラソン大会等です。
64	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P13	2(3)ウ 都市公園と防災	「マンホールトイレ、かまどベンチ、防災シェルターについて、日常的な点検を実施する」とありますが、それらを実際に使用するときの附属備品の数量等が明記されたもの(台帳等)をご提示いただけますでしょうか。	現在、台帳等はございません。本市にて今後整備していきたいと考えております。
65	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P14	2(4)ア 公園ボランティア	「公園ボランティア養成プログラムの実施や自主運営組織化に向けた取組など、公園ボランティアの組織化に向けた取組を行うこと。」との記載がありますが、組織化に向けた取組ということは、現在組織化はしていないが、個人で活動している方はいらっしゃるということでしょうか。 現在活動している公園ボランティア団体があれば、団体名・活動内容・活動場所・活動日・活動頻度・指定管理者からの支援内容等について、ご教示ください。	現在、ボランティアとして活動されている団体、個人の方はおられません。
66	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P14	2(4)イ 公園協議会	公園協議会に参加することを市として必須とされている自治会等の地元団体がございましたら、ご教示ください。	自治団体協議会の代表者の参加を規約に定めていますが、参加を必須としている地元団体はございません。
67	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管理運営業務の要求水準】	表中の業務区分において、「大」では「運営管理」の上欄、「中」では「施設管理」の上欄、「小」では「芝生管理」の上欄が空欄となっています。 空欄の区分名をお示しください。	「大」維持管理、「中」植物管理、「小」樹木管理となります。 仕様書を修正いたします。(令和6年6月26日修正対応済)
68	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管理運営業務の要求水準】	表中の要求水準において、「剪定・伐採業務」及び「補植業務」の「執行頻度」は「適宜」となっていますが、現状として園地内の低・中・高木のうち枯死したまま残置されているものが多数見受けられます。枯死したすべての樹木を伐採・補植するのではなく、指定管理者の裁量で伐採・補植をすべきか否かを決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	公園担当リーダーの指揮のもと、見通しの障害、通行の支障、倒木・落枝の発生の恐れ等がみられる樹木については、剪定・伐採を行ってください。 その他の剪定・伐採・補植については市と協議して決定します。
69	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管理運営業務の要求水準】	表中の要求水準において、「樹木健全度調査」における執行範囲として「境界沿い1列目の樹高3m以上の樹木」との記載がありますが、ここでの「境界沿い1列目」とはどこを指すのか、図示ください。	吹田市道路・公園樹木適正管理指針 P66 図5.5.1の通りです。
70	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管理運営業務の要求水準】	表中の芝生管理における「芝生管理業務」、草花管理における「花壇管理業務」・「草花管理業務」、草地管理における「除草業務」及び工作物清掃における「水路等清掃業務」について、それぞれの執行場所を図示ください。	別図①、②、③、⑤、⑥のとおりです。
71	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管理運営業務の要求水準】	「みどりのまちづくりに関するイベント開催」について、これに該当するイベントの過去5年間の実績をご教示ください。	みどりのまちづくりに関するイベント開催の実績はございません。
72	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管理運営業務の要求水準】	業務区分の大の上段の空欄は維持管理、業務区分の中の上段の空欄は植物管理、業務区分の小の上段の空欄は樹木管理が該当しますか、ご教示下さい。	「大」維持管理、「中」植物管理、「小」樹木管理となります。 仕様書を修正いたします。(令和6年6月26日修正対応済)
73	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管理運営業務の要求水準】	要求水準に低木の管理基準が見当たりません。執行頻度、品質水準についてご教示下さい。	剪定・伐採業務に含まれておりますので、良好な景観の維持や公園利用への支障が生じないように留意し、適宜、剪定・伐採、補植を行ってください。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
74	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管 理運営業務の要求水 準】	芝生管理業務約 6,000 m <sup>2</sup> にマイクロローバーは含まれますか、ご教示下さい。	含まれます。
75	募集要項資料2 イ 公園業務特 記仕様書	P15	2(5) 要求水準【管 理運営業務の要求水 準】	草地管理業務約 3,000 m <sup>2</sup> にクラピアは含まれますか、ご教示下さい。	含まれます。
76	募集要項資料2 ウ 健都ライブラ リー業務特記仕 様書	P7	3(1)ウ 定期点検・保 守点検	「(イ)消防用設備等保守点検」及び「(ウ)自家用電気工作物保安管理」に関し、消防設備 ごとの機器等の数量、及び自家用電気工作物の設備ごとの仕様・数量等をお示しくださ い。	資料 10 図面集のとおりです。
77	募集要項資料2 ウ 健都ライブラ リー業務特記仕 様書	P7～9	3(1)ウ 定期点検・保 守点検	環境衛生管理技術者の選任は不要という理解でよろしいでしょうか。	建築物環境衛生管理技術者を選任する必要はありません。
78	募集要項資料2 ウ 健都ライブラ リー業務特記仕 様書	P8	3(1)ウ 定期点検・保 守点検【ライブラリー設 備等点検一覧表】No. 7	電気設備容量はいくらかご教示いただけますでしょうか。	資料 10 図面集のとおりです。
79	募集要項資料2 ウ 健都ライブラ リー業務特記仕 様書	P9	3(1)ウ 定期点検・保 守点検【ライブラリー設 備等点検一覧表】 No.13	メーカーのフルメンテナンスという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	募集要項資料2 ウ 健都ライブラ リー業務特記仕 様書	P9	3(1)ウ 定期点検・保 守点検【ライブラリー設 備等点検一覧表】 No.13	昇降機保守点検は特殊性が高く、部品調達や安全面から、メーカーによる契約管理が必 要であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	募集要項資料2 ウ 健都ライブラ リー業務特記仕 様書	P9	3(1)ウ 定期点検・保 守点検【ライブラリー設 備等点検一覧表】 No.14	メーカー点検が必須という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	募集要項資料2 ウ 健都ライブラ リー業務特記仕 様書	P9	3(1)ウ 定期点検・保 守点検【ライブラリー設 備等点検一覧表】 No.16	機械警備の契約は含まないものという理解でよろしいでしょうか。	含みます。
83	募集要項資料2 ウ 健都ライブラ リー業務特記仕 様書	P9	3(1)ウ 定期点検・保 守点検【ライブラリー設 備等点検一覧表】 No.18	「当該室の使用を開始した日以降最初に到来する6～9月までの期間に1回」とありますが、 今後は点検が不要という理解でよろしいでしょうか。	室の大規模修繕又は大規模模様替えを行った場合は当該室のホルムアルデヒドの量につ いて点検してください。



No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
84	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P8、9	3(1)ウ 定期点検・保守点検【ライブラリー設備等点検一覧表】	「期間など(回数/年)」に示す、「1年以内ごと(検査証の交付を受けた日以降、最初の点検は2年以内)」との記載がありますが、次期指定期間においては、全て1年ごとでの実施との理解でよろしいでしょうか。 また、建築物定期点検を実施された最終の年度も併せて教示ください。	お見込みのとおりです。 建築物定期点検は初回を令和7年度に実施予定です。
85	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P8、9	3(1)ウ 定期点検・保守点検【ライブラリー設備等点検一覧表】	No.1～No.19 について、直近の点検報告書を開示願います。	別紙3のとおりです。
86	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P10	3(1)エ 植栽維持管理業務	植栽管理業務を提案するにあたり樹木管理詳細図面、また壁面緑化詳細図面がありましたらご教示いただけますでしょうか。	樹木管理については資料 10 図面集のとおりです。 壁面緑化については別紙4のとおりです。
87	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P10	3(1)オ 清掃業務	日常清掃について、具体的な回数・内容・現在の実績があればご教示いただけますでしょうか。	現指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。
88	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P10	3(1)オ 清掃業務	日常清掃について、実施に伴うタイムスケジュールがあればご教示ください。	ライブラリー業務特記仕様書のとおりです。
89	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P10	3(1)オ 清掃業務	定期清掃について、具体的な回数・内容・現在の実績があればご教示いただけますでしょうか。	回数・内容については、ライブラリー業務特記仕様書のとおりです。現在の実績については、現指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。
90	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P10	3(1)オ(イ) 定期清掃	「指定管理者は、日常清掃では実施しづらい清掃等を確実にを行うため、必要に応じて定期清掃(3か月に1回以上)を実施してください。」とありますが、床材によっては品質確保のために業務実施頻度をフレキシブルに変更して良いとの認識でよろしいでしょうか。	回数・内容については、ライブラリー業務特記仕様書のとおりです。
91	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P10	3(1)オ(ウ) その他	0系新幹線の美観の維持について、具体的な回数・内容・現在の実績があればご教示いただけますでしょうか。	回数・内容については、ライブラリー業務特記仕様書のとおりです。現在の実績については、現指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。
92	募集要項資料2 ウ 健都ライブラリー業務特記仕様書	P10	3(1)オ(ウ) その他	ライブラリー内にある0系新幹線展示車両についても清掃範囲に含まれますが、現状の清掃作業内容を頻度とともにご教示ください。	現在の実績については、現指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
93	募集要項資料2 オ 利用者の安全確保及び保安警備業務仕様書	P1、2	1 基本的業務内容、 2 有人警備時間帯の業務内容	ライブラリー開館時間(午前9時～午後9時)は、警備業法に定められた警備業者の警備員を常駐させる必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 指定管理業務内で適切に行ってください。
94	募集要項資料2 オ 利用者の安全確保及び保安警備業務仕様書	P1、2	1 基本的業務内容、 2 有人警備時間帯の業務内容	有人警備時間帯は、ライブラリー開館時間(午前9時～午後9時)を指すのではなく、開館時及び閉館時のみを指すという認識でよろしいでしょうか。 また、開館時・閉館時の巡回点検は警備業法に定められた警備業者の警備員でなくても可能という理解でよろしいでしょうか。	有人警備時間帯についてはお見込みのとおりです。 警備業法に定められた警備業者の警備員を配置してください。
95	募集要項資料2 オ 利用者の安全確保及び保安警備業務仕様書	P2	2 有人警備時間帯の業務内容、3 機械警備時間帯の業務内容	「有人警備時間帯」及び「無人警備時間帯」について、それぞれ時間帯に定めがありましたら、開館日・休館日ごとにお示ください。	利用者の安全確保及び保安警備業務仕様書のとおりです。
96	募集要項資料3 様式集	P2	提出書類に関する留意事項5	①「副本(No.3～9)分は法人等名は不要」となっているが、「副本(No.3～10)分」の誤りであるか。 ②また、表紙及び背表紙に法人等名の記載が必要なのは正本(No.1～15)1部と副本(No.1～15)3部の計4部のみの理解でよろしいでしょうか。	①「ただし、副本(No.3～10)の20部については、法人等名は記載しないこと。」に訂正いたします。(令和6年6月26日修正対応済) ②お見込みのとおりです。
97	募集要項資料3 様式集	P2	提出書類に関する留意事項	法人等保管の書類や契約者同士で原本を保管する必要がある書類は、正本(No.1～15)であっても、法人等代表者名の原本証明は不要で写し(コピー)の提出という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	募集要項資料3	様式第5号	指定申請書	日付は応募書類等の提出日を記載という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	募集要項資料3	様式第5号	指定申請書	申請団体名(グループで応募する際の共同団体名)の記載は、様式第5号のみの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	募集要項資料3	様式第6号	応募資格誓約書	日付は応募書類等の提出日を記載という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	募集要項資料3	様式第7号	様式の変更について	事業計画書内の記入すべき箇所の大半が図形となっておりますが、表に置き換えてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
102	募集要項資料3	様式第8号	収支計画について	推計根拠の添付について、様式第8号とは別に、任意の様式で作成したものを添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、少なくとも様式第8号にある項目は記載してください。
103	募集要項資料3	様式第9号	収支計画について	「年度別に、自主事業毎の収入内訳資料を作成すること。(任意様式)」とあるが、様式第9号とは別に、任意の様式で作成したものを添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、少なくとも様式第9号にある項目は記載してください。
104	募集要項資料3	様式第8、9号	項目について	区分(支出科目)について、応募法人の区分(支出科目)と異なる場合は元の区分名を変更するのではなく、残した状態で新たに区分を追加するという認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	募集要項資料3	様式第10号	個人情報の取扱いに係る責任体制等計画書について	管理責任者が所属する企業/団体等の部署名・役職名を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
106	募集要項資料3	様式第10号	個人情報の取扱いに係る責任体制等計画書	こちらの書類は、グループで応募する場合は、構成員毎での提出かグループでの提出、どちらを想定されていますでしょうか。	グループでの提出をお願いします。
107	募集要項資料3	様式第11号	類似施設の指定管理の実績について	単独応募でもグループ応募でも、ア、イ、ウのそれぞれ3施設までの提出で5点満点(各1点で複合施設があれば2点加点)で評価と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
108	募集要項資料3	様式第11号	類似施設の指定管理の実績について	同じ構成員で組成されている類似施設がある場合、各構成員毎に同じ施設の実績を記載して提出してもよいでしょうか。	差し支えありません。
109	募集要項資料3	様式第12号	グループ構成員届について	日付は応募書類等の提出日を記載という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	資料10	図面集	指定管理区域について	「10-1_健都レールサイド公園図面集」において、断面図では公園用地の境界が示されていますが、平面図としては明確に公園区域を示した図面が見当たりません。特に公園北側の歩道部分及び南側の遊歩道部分との境界が不明瞭であり、提案に際し認識に齟齬が発生することを防ぐため、今回の指定管理者募集において、指定管理者が管理すべき区域について、平面図面上に朱書きでお示しいただきたく存じます。	別図⑦のとおりです。
111	その他	—	来園者数について	公園及びライブラリーの利用者数をお示しください。また、カウント方法についてもご教示ください。	ライブラリー入館者数の令和5年度実績は、約 256,000 名です。カウント方法はブックディテクションシステムによる通過人数を2で除したものを入館者数としています。 公園利用者数の令和5年度実績は、26,989 名です。カウント方法は、毎日2回、定めた時間にエリア毎に巡回、カウントし、集計しています。
112	その他	—	事件・事故事例について	現指定管理期間中に発生した事件・事故事例及びその対応(保険対応含む)についてご教示ください。	令和2年度から令和5年度の警察等への通報事例については、下記のとおりです。 ・公園関連の通報案件 体調不良3件、迷惑行為 17 件、器物破損2件、喫煙4件、その他4件の計 30 件 ・ライブラリー関連の通報案件 不審者2件、体調不良2件、喫煙1件の計5件 合計で 35 件でした。 なお、保険対応が必要となった事例はありません。
113	その他	—	第三者委託先について	現指定管理者からの第三者委託に関する内容(委託先、業務内容、委託金額)をご教示ください。	現指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、お示しできません。
114	その他	—	新規業務内容について	現在の指定管理業務には含まれておらず、今回の指定管理業務に含まれている業務の内、市が直接発注をされている業務がありましたらその業務内容(委託先、内容、金額)をご教示ください。	業務内容:芝生管理 委託先:ミズノスポーツサービス株式会社 委託料:8,284,100 円
115	その他	—	イベントについて	現在実施されている文化教室、その他イベントについて、講師の募集状況(地元からの依頼や指定管理者からの依頼)についてご教示ください。	現指定管理者のノウハウに係る内容となりますので、お示しできません。
116	その他	—	ボランティアについて	現在の園芸ボランティアについて、参加者数と参加者の属性(地域や年齢層)をご教示ください。	現在ボランティアとして活動されている団体はございません。